

# I. 個別給付サービスとの優先関係について

- アンケート調査の結果では、日中一時支援事業、訪問入浴サービスについては、個別給付サービスを優先とした自治体の割合は3割前後だったが、移動支援事業については46.4%と、他事業とは異なる傾向が見られた。
- 地域生活支援事業に係る経費に対する自治体負担も考慮して、個別給付サービスが使える場合は個別給付サービスを使ってもらっているという自治体があった。
- 個別給付サービス優先と定めている場合でも、個別給付サービス事業所の不足等により地域生活支援事業を中心に対応せざるを得ないという意見も複数見られ、一義的にルールを適用するのではなく、地域資源の状況によって柔軟に運用されている実態が明らかになった。

## ▼アンケート調査の集計結果（抜粋）

		優先関係				併給の可否			
		個別給付サービスを優先している	地域生活支援事業を優先している	優先関係の定めはない	計	併給が可能な場合を定めたルールがある	併給ができない場合を定めたルールがある	併給の可否についてのルールはない	計
日中一時支援事業	自治体数	229	1	662	892	70	70	751	891
	計に占める割合	25.7%	0.1%	74.2%		7.9%	7.9%	84.3%	
移動支援事業	自治体数	411	3	471	885	97	137	645	879
	計に占める割合	46.4%	0.3%	53.2%		11.0%	15.6%	73.4%	
訪問入浴サービス	自治体数	255	1	487	743	0	75	622	697
	計に占める割合	34.3%	0.1%	65.5%		0.0%	10.8%	89.2%	

## ▼ヒアリング調査における主な意見

- 地域生活支援事業に係る経費に対する自治体負担も考慮して、運用ルールとして個別給付を優先して使っていただくようにしている。
- 自治体のルールとしては個別給付サービス優先となっているが、実態としては、行動援護、同行援護等の個別給付サービスの事業所が少ないため、移動支援事業で対応している。
- 日中一時支援事業については、自治体で定める支給基準の範囲（限度）内であれば特に個別給付との調整や制限は行ってない。

## Ⅱ. 個別給付サービスとの併用状況について

- アンケート調査の結果では、日中一時支援事業、訪問入浴サービスについては、個別給付サービスと併用している利用者の利用者総数に占める割合はそれぞれ58.6%、75.0%と比較的高い割合だが、移動支援事業については22.1%と、他事業とは異なる傾向が見られた。
- ヒアリング調査の結果では、日中一時支援事業については個別給付と同日の利用可否について自治体によって違いがあったものの、基本的に併用について制限はない自治体が多く見られた。
- 他方、移動支援事業については利用目的によって使い分けているという自治体の他に、重度訪問介護・行動援護・同行援護の支給決定を受けている者は利用対象外とした自治体が複数あった。

### ▼アンケート調査の集計結果（抜粋）

日中一時支援事業	併用者数			利用者総数		
	計	うち生活介護と併用	うち放課後等デイサービスと併用			
利用者数	37,293	21,463	16,812	63,652		
利用者総数に占める割合	58.6%	33.7%	26.4%			
移動支援事業	併用者数					利用者総数
	計	うち居宅介護と併用	うち重度訪問介護併用	うち行動援護と併用	うち同行援護と併用	
利用者数	26,095	22,853	710	2,145	714	118,318
利用者総数に占める割合	22.1%	19.3%	0.6%	1.8%	0.6%	
訪問入浴サービス	併用者数				利用者総数	
	計	うち居宅介護と併用	うち重度訪問介護と併用	うち生活介護と併用		
利用者数	2,479	1,755	528	999	3,305	
利用者総数に占める割合	75.0%	53.1%	16.0%	30.2%		

### ▼ヒアリング調査における主な意見

- 個別給付サービス事業所が開所時間外・定休日の場合や、個別給付サービスの支給限度日数を超える場合の補足/代替として日中一時支援事業を利用している。
- 本市では、放課後等デイサービスと併用している例のみで、日中一時支援事業単独で利用している事例はない。放課後等デイサービスによる療育と日中一時支援事業による一時預かりとどちらが利用者のニーズに沿うかで決定する取扱としているが、実際の利用例としては、平日は放課後等デイサービスによる対応としながら、休日や長期休暇の間は、日中一時支援事業を利用するというケースが多いイメージ。
- 移動支援事業については、個別給付サービスごとに対応できる外出目的が異なるため、一律に併用を整理するのではなく、利用している個別給付サービスと外出目的を踏まえて使い分けている。
- 移動支援事業とサービス内容が重複する重度訪問介護、行動援護、同行援護の支給決定者は、移動支援事業の対象外としている。移動支援事業の利用は居宅介護との併用者または移動支援事業単独の利用者のみ。具体的な移動の目的ではなく、個別給付サービスとの優先関係で使い分けている。

## [考察] 個別給付サービスと地域生活支援事業の優先関係について

- ・ 個別給付サービスと地域生活支援事業の優先関係に係る自治体のルールの整備状況については、移動支援事業と日中一時支援事業・訪問入浴サービスでは傾向に差異が見られたものの、いずれの事業も半数以上の自治体で明確なルールはない状態となっており、地域生活支援事業の限りある予算を有効に活用するためには、一定の整理を図る余地が見られる。
- ・ 一方で、こうしたルールを定めている自治体でも、地域における個別給付サービス事業所の有無等によっては、地域生活支援事業で対応している実態もある。個別給付サービス事業所の確保の取組を行っている自治体も少数である中、自治体によるルールの整備だけでは実効性に乏しい可能性がある。

### Ⅲ. 日中一時支援事業の利用・運用実態について

- アンケート調査・ヒアリング調査ともに、個別給付サービス事業所の開所時間外もしくは定休日や、個別給付サービスの支給限度日数を超える場合の補足/代替として日中一時支援事業を利用するケースが多いことが明らかとなった。一方、自治体の運用実態としては、個別給付サービスと日中一時支援事業の同日利用を可とする自治体と不可とする自治体両方が見られた。
- ヒアリング調査では、延長支援加算の対象が開所時間8時間以上の事業所としている点が厳しいのではないかと、個別給付サービスとして支援の時間を延長して対応する必要性が感じられない、個別給付サービスとの併用者と日中一時支援事業単独の利用者の両方を同一事業所で効果的に支援するために日中一時支援事業で対応する等の意見もあった。

#### ▼アンケート調査の集計結果（抜粋）

利用者数順位	1. 利用希望時間が生活介護事業所の開所時間後の居場所として利用する	2. 利用希望時間が放課後等デイサービス事業所の開所時間後の居場所として利用する	3. 利用希望日が生活介護事業所の定休日の居場所・活動の場として利用する	4. 利用希望日が放課後等デイサービス事業所の定休日に居場所・活動の場として利用する	5. 個別給付サービス事業所が地域にない（少ない）ため	6. 個別給付サービスの支給限度（日数）を超えて日中活動の機会や居場所を確保するため
自治体数	434	353	462	425	117	280
回答総数に占める割合	47.5%	38.6%	50.5%	46.5%	12.8%	30.6%
利用者数順位	7. 障害支援区分が生活介護の対象外または未判定であるため	8. 障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる生活介護事業所が地域にないため	9. 障害種別等や身体状況・障害の特性をふまえて対応できる放課後等デイサービスが地域にないため	10. 相談支援員等の助言により利用者が希望したため	11. その他	回答総数
自治体数	135	69	73	301	147	914
回答総数に占める割合	14.8%	7.5%	8.0%	32.9%	16.1%	

#### ▼ヒアリング調査における主な意見

- 個別給付サービス事業所の開所時間後にそのまま同じ事業所で日中一時支援事業として支援しているだけでなく、個別給付サービス事業所から別の事業所に移動して日中一時支援事業を利用しているケースもある。
- 日中一時支援事業の補助単価については、短期入所サービスの報酬単価等や周辺自治体の補助単価を踏まえて設定している。
- 個別給付サービスの事業所としては、延長支援加算の算定要件を開所時間8時間以上とする要件が厳しいのではないかと。
- 個別給付サービスの事業所側で開所時間を延長して対応するという課題意識があまりない。これまで、個別給付サービス事業所の開所時間外を日中一時支援事業で対応することに違和感等を感じたことがなく、延長支援加算で対応するという方法があることも意識していなかった。
- 個別給付サービスとの併用者と日中一時支援事業単独の利用者、両方を同一の事業所で効果的に支援するためには、全員を対象にできる日中一時支援事業で対応する方が適当だという事業所もある。

## [考察] 日中一時支援事業と個別給付サービスの関係性

- ・生活介護や放課後等デイサービスの閉所後のニーズに対して日中一時支援事業により支援を行うケースは、アンケート調査・ヒアリング調査ともに実態として多くあることが把握された。
- ・これについて、個別給付サービス側で開所時間を延長（延長支援加算の取得等）するという方策も考えられるものの、現状では自治体・事業所ともに個別給付サービスの開所時間を延長することで対応するという意識に乏しい。個別給付サービスとの優先関係に関する基本的な考え方を整理した上で、この考え方を踏まえた対応（の意義等）を広める・促す取組の必要性が示唆されている。
- ・また、ヒアリング調査では、個別給付サービス事業所から別の事業所に移動して日中一時支援事業で対応しているケースも確認されており、1か所の個別給付サービス事業所では延長ニーズのある利用者が少ない可能性が示唆された。

## IV. 移動支援事業の利用・運用実態について

- アンケート・ヒアリング調査ともに、個別給付サービスを優先する傾向が見られた（「I 個別給付サービスとの優先関係について」及び「II. 個別給付サービスとの併用状況について」参照）。
- その上で、①個別給付サービスで対応できない外出ニーズ（例：居宅介護では外出目的が通院等に限定されている。）や、②個別給付サービスの事業所がない、または少ないために移動支援事業が使われている実態が確認された。
- なお、行動援護の支給決定を受けている者は移動支援事業の利用対象外とした自治体が複数確認された一方で、移動支援事業の利用者のうち58.1%は知的障害者である。
- 実施要綱等における利用目的の定め方については、幅広く柔軟に認め得る書きぶりとしている自治体が目立つ一方、対象外となる利用目的の条件は共通項が多く、通勤等の経済活動等に係る外出、社会通念上ふさわしくない目的での外出、継続的・長期的な外出が対象外になる利用ケースとして挙げられた。

### ▼アンケート調査の集計結果（抜粋）

個別給付優先にもかかわらず移動支援事業を利用する理由	自治体数	回答総数に占める割合
1. 利用希望時間が個別給付サービス事業所の開所時間外のため	25	6.1%
2. 利用希望日が個別給付サービス事業所の定休日にあたるため	31	7.5%
3. 個別給付サービス事業所が地域にない(少ない)ため	71	17.3%
4. 個別給付サービス事業所の人員不足により利用者の利用希望どおりに対応することができないため	69	16.8%
5. 当該利用者の個別給付サービスの支給限度（単位数）を超えているため	56	13.6%
6. 障害支援区分が個別給付サービスの対象外または未判定であるため	105	25.5%
7. 障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス事業所がないため	22	5.4%
8. 給付サービスで対応できない外出ニーズのため	261	63.5%
9. 地方自治体に対する国庫負担基準の上限超過分を自治体負担するよりも移動支援事業により実施する方が財政負担が軽いため	3	0.7%
10. 相談支援員等の助言により利用者が希望したため	100	24.3%
11. 介護保険サービスでは対応できないガイドヘルプサービスを利用したいため	109	26.5%
回答総数（個別給付を地域生活支援事業より優先すると回答した自治体数）	411	

	内訳				利用者総数
	身体障害	知的障害	精神障害	難病等	
利用者数	36,916	96,628	29,875	2,818	166,237
利用者総数に占める割合	22.2%	58.1%	18.0%	1.7%	

### ▼ヒアリング調査における主な意見

- 地域に個別給付サービスの事業所が少ないため、移動支援事業で対応している。基本的には居宅介護事業所が移動支援事業にも対応しているが、同行援護と行動援護の指定がないので移動支援事業でサービス提供している。
- 自治体の定める実施要綱において、移動支援事業の対象は「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出」で、「原則として1日の範囲内で用務を終えるもの」とし、通勤・営業活動等の経済活動にかかる外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は対象外としている。

## [参考] その他の移動支援事業に係るトピックスについて（ヒアリング結果より）

### グループ支援型・車両移送型

→グループ支援型や車両移送型を実施している自治体はヒアリング対象でも少数派であったが、グループ支援型については、同じ日中活動系の事業所等に通う仲の良い利用者が数名で余暇活動に利用しているケースが多いとの回答があった。

車両移送型は市の総合福祉センターと近隣の駅をバスで運行している例があった。（アンケート上は地方の町村部での実施が多く見られた。）

（主なヒアリング回答）

- ・自治体の要綱上いずれも定めていない（2自治体）
- ・自治体の要綱上は実施できるが、実績はない（4自治体）
- ・グループ支援型については1人の支援者に対し2～5人を支援した場合の事業単価を設定。現在、27事業所のうち3事業所で利用あり。同じ就労継続支援B型事業所の利用者でどこかに出かけるイメージ。
- ・市として特段の条件を定めていないので、利用者がグループ支援型が良いと言えどこの事業所もグループ支援型による支援を行うことが可能。2、3名での支援なので、バスというよりは、ちょっと大きめの車に乗っているイメージ。

### 通勤・通学の訓練

→通勤・通学を目的とした移動支援事業の利用については認めないとした自治体が多かったが、期間（期限）を区切れるのであれば認めるとした自治体もあった。原則として通年・長期での利用は不可としている自治体が多く、訓練を目的としていても長期間利用しているようなケースはないとの回答があった。

（主なヒアリング回答）

- ・移動支援事業による通勤・通学は認めていない。（4自治体）
- ・通勤は「経済活動に係る外出」となるので不可としているが、通学は認めている。具体的には、小学校から高校までは対象とし、大学や専門学校は対象外としている。また、通所サービスの事業所へ通う場合も対象外としている。
- ・特別支援学校の卒業までなど、ある程度見通しを持てる場合は移動支援事業の利用を認めている。就職を見据えて、卒業前の1～2か月の期間で通勤の練習のために使うケースがある。就労移行支援事業所に空きがあればそちらを使ってもらうが、市内には就労移行支援事業所がない。

## [考察] 移動支援事業と個別給付サービスの関係性

- ・日中一時支援事業や訪問入浴サービスと比べると、個別給付サービスの利用優先や併給不可といった運用が広く行われている様子が伺えた。とりわけ、ヒアリング調査では重度訪問介護、行動援護、同行援護の支給決定を行う場合には、移動支援事業は利用対象外になるとした自治体が複数あった。
- ・類似の支援が可能な個別給付サービスがある場合にはそちらの利用を促したいという意向が聞かれた。自治体としても運用の整理に関心が高い事業であると考えられる。
- ・他方で、全国的な利用者数では知的障害の利用者が6割弱となっており、障害支援区分の高い者も多く含まれていることから、行動援護の主要な利用対象者層を移動支援事業で支援している可能性が示唆されており、行動援護の事業者が少ない（ない）ため移動支援事業で対応していると回答した自治体もあったことから、居宅介護や移動支援事業の事業者が行動援護の指定を取得しない（取得できない）理由や事情について把握し、居宅介護や移動支援事業の事業者が行動援護の指定を取得するよう促すといった取り組みが必要であると考えられる。



# V. 訪問入浴サービスの利用・運用実態について

- ・ 訪問入浴サービスについては、個々の自治体では利用者数が極めて少数（1自治体数名～十数名程度）である。
- ・ アンケート調査・ヒアリング調査の結果では、自治体の運用ルールにおいて、介護保険の訪問入浴介護が利用できる場合は訪問入浴サービスの対象外としている例が多く、結果として65歳以上の利用者は極めて少なくなっている。
- ・ また、個別給付サービスでの入浴支援が利用できる場合には訪問入浴サービスの利用対象外としつつも、生活介護事業所における利用回数に制限があるために訪問入浴サービスを利用している実態が確認された。

## ▼アンケート調査の集計結果（抜粋）

	内訳				利用者総数
	0歳～17歳	18歳～39歳	40歳～64歳	65歳～	
利用者数	571	2,066	2,224	165	5,026
利用者総数に占める割合	11.4%	41.1%	44.2%	3.3%	

個別給付優先にもかかわらず訪問入浴サービスを利用する理由	自治体数	回答総数に占める割合
1. 利用者の体格、体型により自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため	110	43.1%
2. 医療的ケア等特別な支援の必要性から自宅や生活介護事業所の入浴設備が使用できないため	145	56.9%
3. その他の利用者の状態像により自宅の入浴設備が使用できないため	138	54.1%
4. 複数名の支援者で対応する必要があるため	93	36.5%
5. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、利用希望日時が個別給付サービス事業所の開所時間外または定休日のため	4	1.6%
6. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス事業所が地域にないため	2	0.8%
7. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービス事業所が人員体制等の事情により対応することができないため	13	5.1%
8. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、個別給付サービスの支給限度（単位数）を超えているため	15	5.9%
9. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、障害支援区分が個別給付サービスの対象外または未判定であるため	5	2.0%
10. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、障害種別等や身体状況・障害の特性から地域で受入可能な個別給付サービス事業所がないため	6	2.4%
11. 状態像としては自宅の入浴設備で対応可能であるが、相談支援員等の助言により利用者が希望したため	9	3.5%
12. その他	15	5.9%
回答総数（個別給付を地域生活支援事業より優先すると回答した自治体数）	255	

## ▼ヒアリング調査における主な意見

- ・ 介護保険の訪問入浴介護や生活介護等の個別給付サービスでの入浴支援が利用できる場合には訪問入浴サービスは利用対象外とし、他施策で対応できない場合のみ利用を認めている。
- ・ 実際の利用者像としては、自力で起き上がることが困難な者や医療的ケアの必要な者が多い。
- ・ 生活介護事業所における利用回数に制限があるため、充足できないニーズを訪問入浴サービスで対応している。
- ・ 自宅ではなく通所先の事業所で入浴を利用したいとの保護者の要望がある。

## [考察] 訪問入浴サービスと個別給付サービスの関係性

- ・入浴ニーズについては、訪問入浴サービスだけでなく、介護保険の訪問入浴介護や、障害福祉サービスの生活介護事業所や居宅介護事業所における支援にて対応されており、訪問入浴サービスはこれらの個別給付サービスに対する補完的な位置づけで運用されている。
- ・こうした実態を踏まえ、訪問入浴サービスと個別給付サービスとの関係性や在り方について検討する必要がある。